

先端機構における倫理的配慮が求められる 研究倫理審査フローチャート

倫理的配慮が求められる研究を実施する場合
研究者が倫理審査を受ける必要があると判断したとき

※①③④については、申請者が行ってください。

①「倫理審査申請書」及び添付書類(説明書、同意書等)を先端機構に提出してください。
《内容を確認させていただき、修正を依頼する場合があります。》
【申請書は、先端機構HPからダウンロードできます。】

②「倫理審査申請書」及び添付書類(説明書、同意書等)を先端機構にて確認する。

③ 倫理審査申請書について研究部門長の承諾を得る(確認印が必要)。

④ 研究倫理委員長(先端科学技術推進機構長)宛、先端機構へ提出する。

⑤ 先端機構における倫理的配慮が求められる研究倫理委員会による審査
【運営委員会開催日(ほぼ毎月)実施】

⑥ 審査の判定と研究者への通知

(1) 承認

研究開始

(2) 条件付承認

条件充足
委員長による確認

(3) 変更の勧告

計画変更

要再審査

(4) 不承認

(5) 非該当